

## 「(仮称) 南大沢アプリ」管理要綱 (案)

### 第1条 (目的)

本要綱は、令和7年6月30日開催の南大沢スマートシティ協議会で承認された「南大沢スマートシティ協議会 地域情報アプリ (仮称) 実装プロジェクト実施要綱」及び同要綱第2条に定める「実施計画」に基づく「(仮称) 南大沢アプリ」(以下「アプリ」という。)の管理・運営に関する基本事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (管理・運営の主体及び役割)

アプリの管理・運営は、株式会社多摩ニュータウン開発センター (以下「運営主体」という。)が行う。

- 2 運営主体は、アプリの運営に当たり、南大沢スマートサービス連絡会 (以下「連絡会」という。)のメンバー及び協力メンバーとの連携を図り、地域ニーズに即した情報提供及び機能改善を行う。

### 第3条 (協力及び費用負担等)

連絡会のメンバー及び協力メンバーは、アプリに掲載する記事・コンテンツの提供、アプリのPR・広報、通信環境、自社サービスの無償提供等の協力をすることができる。

- 2 連絡会のメンバー及び協力メンバーは、アプリの管理・運営に要する費用を、協力金やアプリ内への広告掲載に係る広告料等 (以下「協力金等」という。)により負担することができる。
- 3 前項の協力金等の支出に係る手続等の詳細については、都と協議の上、運営主体が別途定める。

### 第4条 (協力金等の管理)

運営主体は、協力金等を適正に管理しなければならない。

### 第5条 (知的財産権の帰属)

アプリの知的財産権は、運営主体に帰属する。

### 第6条 (実施報告)

運営主体は、アプリの運用状況、利用者数等、アプリに関する事業の報告を、連絡会に対し行う。

第7条（セキュリティ対策）

運営主体は、情報漏洩や不正アクセスを防止するため、適切なセキュリティ対策を講じる。

第8条（要綱の改正）

本要綱の改正は、必要に応じ都と調整の上、運営主体が行う。

第9条（雑則）

この要綱に定めるもののほか、管理・運営に必要と認める事項は、都と調整の上、運営主体が定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。